

「SUWAらしい」観光地に向けた誘客コンテンツ造成事業補助金

1. 趣旨

令和3年度に諏訪市が作成した「諏訪市観光ランドデザイン」の実現に向けて、市内の民間事業者や市民団体等を対象に、諏訪市への継続的な誘客につながる「SUWAらしさ」を創出する誘客コンテンツの造成や磨き上げ、イベント等に必要の費用の一部について、予算の範囲内において補助します。

2. 補助対象者

①単独申請枠

以下の(1)から(5)のすべてを満たす市内の民間事業者、市民団体等であること。

②連携申請枠

以下の(1)から(5)のすべてを満たす市内の民間事業者、市民団体等が代表者(申請者)となり、その他の観光事業者や地域の飲食店等と連携して事業を実施する連携体(グループ)であること。なお、組織する連携体の構成員は、諏訪6市町村内に住所を有する事業者・団体とします。

- (1) 本事業の目的を十分に理解し、自主的かつ組織的な活動により事業を完遂できること。
- (2) 補助対象とする誘客コンテンツについて、将来的に地域に根付かせ、収益確保等による自立が見込まれる事業とすること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の構成員でない、並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助対象者として適当と判断されること。

※①と②の事業内容が異なる場合は、同一の事業者が両方の区分で申請することが出来ます。

3. 補助対象事業

諏訪市への来訪者の呼び込みにつながる事業であることを前提に、以下の(1)から(3)の事業を実施することを条件に補助します。

- (1) 「諏訪市観光ランドデザイン」実現や観光課題解決につながる誘客コンテンツの造成
⇒新規または既存の誘客コンテンツで、市内の周遊性向上と長期滞在化を目指したイベントやツアー、体験プログラム等を造成する。
- (2) パブリックリレーション及びプロモーションの実施
⇒明確なターゲットを意識したデジタルプロモーション等による情報発信を実施する。
- (3) テストマーケティングの実施
⇒テストマーケティングを実施し、造成した誘客コンテンツの課題を洗い出すことでPDCAサイクルを意識した持続的な事業展開につなげる。

上記(1)～(3)を実施する上で、ソフト事業だけでなく以下のハード整備も対象とする。

- 「SUWAらしい」観光地に向けた受入環境整備

⇒施設改修(軽微な工事)や案内板作製、キャッシュレス決済導入など、観光客受け入れの

ための環境整備を実施する。

- 誘客コンテンツの高付加価値化

⇒誘客コンテンツにさらなる価値を創出するための備品等を購入する。(1件10万円以上)

4. 補助対象経費

- (1) 誘客コンテンツ造成等に係る費用であること。
- (2) プロモーションによる情報発信等に係る費用であること。
- (3) テストマーケティング等に係る費用であること。

※当該補助金は、長野県地域発元気づくり支援金を活用し執行することから、対象経費は同支援金に準じたものである必要がある。よって、同支援金の要綱・要領等も熟読した上で、実施すること。

5. 採択予定件数

4件程度を採択することとします。

6. 補助額

予算の範囲内において、補助対象事業に係る補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）を合算した額の10分の10以内に相当する金額とし、当該金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

7. 補助事業等の評価

補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、(一社)諏訪観光協会、諏訪湖温泉旅館組合、諏訪商工会議所、諏訪市の4者により補助事業の効果を評価する。

8. 申請期間

令和6年5月16日(木)～6月14日(金)

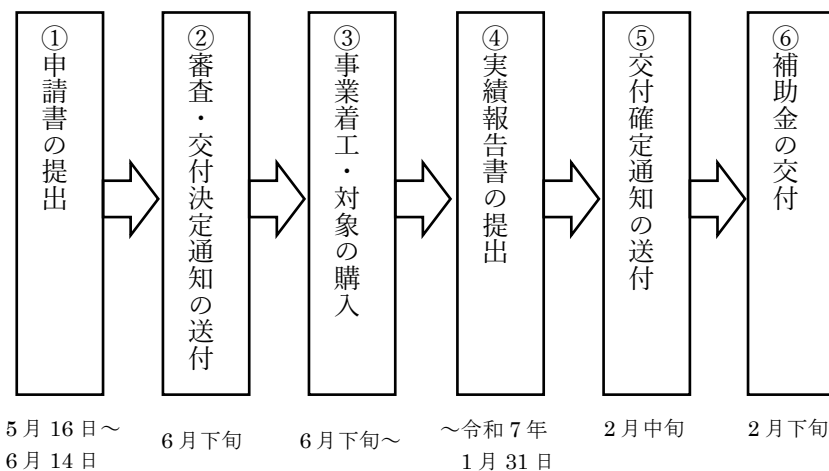
※申請期間終了後、審査会で審査を行い、支援金交付決定通知により結果を通知します。

9. 提出書類

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う前に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
 - (ア) 「SUWAらしい」観光地に向けた誘客コンテンツ造成事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (イ) 「SUWAらしい」観光地に向けた誘客コンテンツ造成事業補助金事業計画書(様式第2号)
 - (ウ) その他会長が必要と認める書類
- (2) 補助金の交付決定後に補助対象事業の内容に変更が生じたとき、又は補助対象事業を追加するときは、遅滞なく会長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) 補助金の交付決定を受けた者は、令和7年1月31日(金)までに、「SUWAらしい」観光地に向けた誘客コンテンツ造成事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次に定める書類を添付して会長に提出しなければならない。
 - (ア) 事業に係る費用の領収書等の写し
 - (イ) 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳又はこれに類する書類の写し

- (ウ) 事業風景や購入物品等の写真
- (エ) その他会長が必要と認める書類

10. 申請フロー



11. 申請先

必要書類を添付の上、以下までメールまたはFAX、郵送、持参してください。

■ (一社) 諏訪観光協会

〒392-0023 諏訪市小和田南14番7号 諏訪商工会議所1階

MAIL : info@suwakanko.jp

FAX : 0266-53-4126

TEL : 0266-52-2111